

中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の改正概要について

凡 例
【第〇条】：中札内村国民健康保険
税条例
法 ： 地方税法
令 ： 地方税法施行令

（１）保険税率について

【第３条、第６条及び第８条関係】

○令和 12 年度北海道標準統一保険料率に向けた改正

- ・被保険者に係る基礎課税額（医療分）、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援分）及び介護納付金課税被保険者（介護分）に係る所得割額を以下のとおり引き上げる。

施行日：令和６年４月１日

区分	R5 年度までの 所得割（率）	R6 年度からの 所得割（率）	増加（率）
医 療 分	100 分の 4.30	100 分の 4.80	100 分の 0.50
後期高齢者 支 援 分	100 分の 1.80	100 分の 1.95	100 分の 0.15
介 護 分	100 分の 0.90	100 分の 1.05	100 分の 0.15
合計	100 分の 7.00	100 分の 7.80	100 分の 0.80

（参考）

区分		R5 年度 （改正前）	R6 年度（案） （改正後）	R12 年度 （統一保険料率）
医 療 分	所得割	4.30%	4.80%	7.91%
	均等割	24,000 円	24,000 円	25,452 円
	平等割	29,000 円	29,000 円	25,760 円
後 期 高 齢 者 支 援 分	所得割	1.80%	1.95%	2.80%
	均等割	9,000 円	9,000 円	9,402 円
	平等割	11,000 円	11,000 円	9,515 円
介 護 分	所得割	0.90%	1.05%	2.06%
	均等割	18,000 円	18,000 円	9,344 円
	平等割	—	—	7,434 円

(2) 賦課限度額の引き上げについて

【第2条第3項関係】

○令改正にあわせて改正

- ・後期高齢者支援金の賦課限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げる。

※法第 703 条の4及び令第 56 条の 88 の 2

施行日：令和6年4月1日

区分	R5 年度までの 賦課限度額	R6 年度からの 賦課限度額	増加（額）
医 療 分	65 万円	65 万円	0 万円
後期高齢者 支 援 分	22 万円	24 万円	2 万円
介 護 分	17 万円	17 万円	0 万円
合 計	104 万円	106 万円	2 万円

(3) 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しについて

【第 15 条関係】

○令改正にあわせて改正

- ・5 割軽減及び 2 割軽減の所得判定基準を下記のとおり改正する。

※法第 703 条の5及び令第 56 条の 89

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

軽減 割合	世帯主とその世帯の被保険者の前年の総所得金額	
	R5 年度まで（現行）	R6 年度から（改正）
7 割	43 万円 +10 万円×(給与所得者等の数-1)	変更なし
5 割	43 万円+(被保険者数×29.0 万円) +10 万円×(給与所得者等の数-1)	43 万円+(被保険者数×29.5 万円) +10 万円×(給与所得者等の数-1)
2 割	43 万円+(被保険者数×53.5 万円) +10 万円×(給与所得者等の数-1)	43 万円+(被保険者数×54.5 万円) +10 万円×(給与所得者等の数-1)